

## 自動車保険 商品改定のご案内

平素より、共栄火災をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、共栄火災では2021年1月1日より自動車保険の商品改定を実施いたします。  
その概要とともに近年実施した商品改定についてご案内いたしますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。  
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### I 補償の改定

#### 1. 代車費用補償特約の補償の拡大

KAP  
くるまる

KAP  
ベース

##### (1)「災害発生時の特則」の新設

###### ア. レンタカー等以外の代替交通手段の費用の補償

台風・洪水等の災害の影響により、レンタカー等の代車を借り入れることが困難であると共栄火災が判断した場合は、代替交通手段として電車・バス・タクシー等を利用したときの費用を代車費用に含めて補償対象とします。

###### イ. 代車費用の支払対象日数のカウント方法を「通算日数」に変更

台風・洪水等の災害の影響により生じた修理工場の混雑等により、ご契約のお車の修理期間が著しく長期化すると共栄火災が判断した場合は、「事故発生日などから連続して30日（または15日）以内の借り入れた日数」等とする規定によらず、「通算利用日数30日（または15日）」でカウントするよう改定します。本改定により、修理工場の混雑等により仮修理後に本修理を行うなど、期間が空いてしまう場合でも、支払対象日数を上限として、各修理期間中の代車費用も補償対象となります。

##### 〈災害発生時の支払対象日数〉

	現行	改定後「災害発生時の特則」
事故・盗難	事故発生日などから連続して30日以内の利用日数	通算利用日数30日以内 <sup>(※)</sup>
故障	故障した日から連続して15日以内の利用日数	通算利用日数15日以内 <sup>(※)</sup>

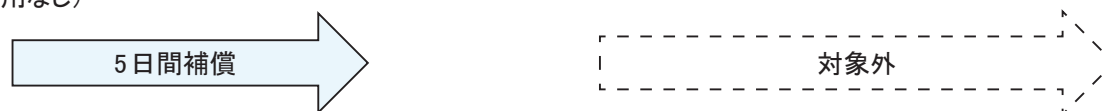
(※) 代車を借り入れた日の初日または電車・バス・タクシー等を利用した日の初日のいずれか早い日の翌日から起算して1年以内に限り  
ます。

##### 〈災害発生時の支払対象日数の例〉

災害発生時に事故に遭い、事故当日に入庫をしたが、修理工場が混雑していたため応急修理し、その後再入庫した場合



(特則の適用なし)



4/1の再入庫は3/1の事故発生日から30日経過しているため補償対象外となります。

(特則の適用あり)



4/25で通算30日となるため、4/26以降は補償対象外となります。

通算30日間補償

## (2) 故障時における支払対象期間の起算日の改定

- お盆やゴールデンウィークの期間に修理工場の休業で入庫が遅れるなど、正当な理由がある場合は、「入庫日」を起算日とします。

〈故障時の支払対象期間〉

現行	改定後
自力走行ができなくなった日から15日以内	自力走行ができなくなった日 <sup>(※)</sup> から15日以内 (※) 正当な理由がある場合は「入庫日」

(注) 衝突・接触等の「事故」を原因とする代車費用にかかる支払対象期間(30日)の起算日については、既上記の取扱いを実施しています。

## 2. 人身傷害保険の改定

KAP  
くるまる

KAP  
ベース

### (1) 損害額基準の改定

- 平均余命や物価水準、賃金水準の変動を踏まえ、人身傷害保険の損害額基準を見直します。

ア. 傷害による損害

	現行	改定後
看護料 (1日につき)	入院 4,100円	入院 4,200円
	自宅 2,050円	自宅 2,100円
	通院 2,050円	通院 2,100円

	現行	改定後
休業損害 (1日につき)	5,700円	6,100円
精神的損害 (1日につき)	入院 8,400円	入院 8,600円
	通院 4,200円	通院 4,300円

イ. 後遺障害による損害 (精神的損害の改定)

(ア) 父母、配偶者、子のいずれかがいる場合

a. 介護を要する場合

	現行	改定後
第1級	1,900万円	2,100万円
第2級	1,500万円	1,550万円

b. 介護を要しない場合

	現行	改定後
第1級	1,900万円	2,000万円
第2級	1,500万円	1,550万円
第3級	1,250万円	1,300万円

(注) 第4級以下については変更ありません。

(イ) 父母、配偶者、子のいずれもいない場合

	現行	改定後
第1級	1,400万円	1,650万円
第2級	1,200万円	1,350万円
第3級	1,000万円	1,150万円

(注) 第4級以下については変更ありません。

ウ. 死亡による損害

(ア) 葬儀費

現行	改定後
60万円	100万円

(注) 立証資料等により120万円を限度として実費を支払うことについては変更ありません。

(イ) 精神的損害

	現行	改定後
被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円	2,100万円
被保険者が18歳未満である場合	1,600万円	1,700万円
被保険者が65歳以上である場合	1,500万円	1,600万円
被保険者が上記以外である場合	1,600万円	1,700万円

エ. 逸失利益等の算出に用いる就労可能年数等の変更

後遺障害や死亡による逸失利益等、将来にわたって発生する損害の額を計算する際に使用する、就労可能年数・年齢別平均給与額・平均余命年数を変更します。

## (2) 被保険者の範囲の拡大

- 人身傷害保険では、記名被保険者やそのご家族以外でご契約のお車に搭乗している方は、ご契約のお車の車外にいる場合は被保険者の範囲に含まれません。そのため車外での自動車事故について、そのお車の人身傷害保険の補償は受けられません。  
また、記名被保険者やそのご家族の方でも、KAPくるまる契約で「人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約」をセットされている場合やKAPベースス契約の場合は、同様に車外での自動車事故は補償されません。
- 人身傷害保険の被保険者の範囲を改定し、ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車以外での通行が禁止されている自動車専用道路等（自動車専用道路・高速自動車国道）において、事故や故障、トラブルなどでご契約のお車から一時的に離れている場合も被保険者の範囲に含むこととします。

保険種類など		事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の事故	ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故	歩行中における自動車との接触などの車外での自動車事故	自動車専用道路等においてご契約のお車から一時的に離れている場合の自動車事故 <sup>(※2)</sup>	
						現行	改定後
KAPくるまる	「人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約」	なし	○	○ <sup>(※1)</sup>	○ <sup>(※1)</sup>	○ <sup>(※1)</sup>	○
		あり	○	×	×	×	○
KAPベースス			○	×	×	×	○

補償対象を拡大

(※1) 記名被保険者またはそのご家族の方（配偶者・同居のご親族・別居の未婚のお子さま）に限定されます。

(※2) サービスエリアなど自動車専用道路等のうち自動車以外での通行が禁止されていない場所での自動車事故や自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業とする方がその業務に従事している間の自動車事故を除きます。

## 3. 弁護士費用等補償特約・自動車事故弁護士費用等補償特約の被保険者の範囲の拡大

KAP  
くるまる

KAP  
ベースス

- ご契約のお車の所有者がお車に搭乗していない場合に追突被害を受けたとき、所有者が車両損害について相手方に対して損害賠償請求を行う際の弁護士費用等も補償対象とするため、被保険者の範囲を拡大します(下表⑤)。
- お客さまが「ご契約のお車」や「お客さまの所有する自動車」以外の自動車を運転中に追突被害を受けた場合に、同乗者<sup>(※)</sup>が相手方に対し損害賠償請求を行う際の弁護士費用等も補償対象とするため、被保険者の範囲を拡大します(下表④)。  
(※) ご契約のお車の同乗者は下表②、お客さまの所有する自動車の同乗者は下表③にて補償されます。

<被保険者の範囲>

- ① 記名被保険者またはそのご家族
- ② ご契約のお車に搭乗中の方
- ③ 記名被保険者またはその家族が所有する自動車に搭乗中の方
- ④ ②・③以外で、記名被保険者またはそのご家族が運転している自動車に搭乗中の方
- ⑤ ご契約のお車の所有者

追加

## 4. その他の改定

項目	概要	▼ KAP くるまる	ベースス	ドライバー
配偶者の定義の見直し	戸籍上の性別が同一であるため、法律上の婚姻関係は認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある同性パートナーも「配偶者」に含むこととします。	○	○	○
車両搬送・引上げ費用補償特約の文言の明確化	ご契約のお車の引取費用について、「往路1名分」である旨を明確化します。	○	○	

## II 保険料水準の見直し

- 人身傷害保険の損害額基準の改定等を踏まえ、保険料の見直しを行います。
- ご契約条件によって、保険料が上がるケースと下がるケースがあります。

### Ⅲ 近年の主な商品改定

2019年1月改定

項目	概要	くるまる	ベース	ドライバー																																						
ゴールド免許の割引拡大	●運転者年齢条件が「全年齢補償」・「21歳以上補償」の場合に適用する割引率を拡大しました。 〈改定前〉8% ⇨ 〈改定後〉13%	○																																								
運転者限定割引の改定	①運転者家族限定割引を廃止しました。 〈改定前〉1% ⇨ 〈改定後〉廃止 ②運転者本人夫婦限定割引の割引率を改定しました。 〈改定前〉7% ⇨ 〈改定後〉6%	○	○																																							
6S等級・7S等級における年齢条件区分の廃止	●6S等級（自動車保険を初めてご契約される場合）または7S等級（一定の条件を満たした2台目以降のお車に初めて自動車保険をご契約される場合）における年齢条件区分を廃止し、一律の割増・割引率としました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">KAPくるまる</th> <th rowspan="3">KAPベース</th> <th colspan="4">割増・割引率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>6S等級</th> <th>7S等級</th> <th>6S等級</th> <th>7S等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全年齢補償</td> <td>28%割増</td> <td>11%割増</td> <td rowspan="4">4%割増</td> <td rowspan="4">34%割引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">21歳以上補償</td> <td>3%割増</td> <td>11%割引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">26歳以上補償</td> <td>9%割引</td> <td>40%割引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">35歳以上補償</td> <td>9%割引</td> <td>40%割引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">年齢条件対象外</td> <td>4%割増</td> <td>39%割引</td> </tr> </tbody> </table>	KAPくるまる	KAPベース	割増・割引率				改定前		改定後		6S等級	7S等級	6S等級	7S等級	全年齢補償		28%割増	11%割増	4%割増	34%割引	21歳以上補償		3%割増	11%割引	26歳以上補償		9%割引	40%割引	35歳以上補償		9%割引	40%割引	—		年齢条件対象外		4%割増	39%割引	○	○	
KAPくるまる	KAPベース			割増・割引率																																						
				改定前		改定後																																				
		6S等級	7S等級	6S等級	7S等級																																					
全年齢補償		28%割増	11%割増	4%割増	34%割引																																					
21歳以上補償		3%割増	11%割引																																							
26歳以上補償		9%割引	40%割引																																							
35歳以上補償		9%割引	40%割引																																							
—		年齢条件対象外		4%割増	39%割引																																					
記名被保険者年齢別料率区分の細分化	●記名被保険者年齢別料率区分 <sup>(*)</sup> における「60歳～69歳」および「70歳以上」区分を「60歳～64歳」、「65歳～69歳」、「70歳～74歳」および「75歳以上」の4区分に細分化しました。 (*)同一の運転者年齢条件であっても、記名被保険者年齢により保険料が異なります。	○																																								
長期分割払の契約方式の改定 （「ちょうき安泰」の販売）	●長期分割払の契約方式「ちょうき安心」の販売を中止し、「ちょうき安泰」を販売しました。 ●「ちょうき安心」では、1年度目、2年度目の事故の有無により、2年度目、3年度目の保険料、等級等が変更されましたが、新しい「ちょうき安泰」は、ご契約時に定めた保険料、等級等が保険期間中は変わらない商品となります。	○	○																																							
車両保険の契約を要しない「代車費用補償特約」「車内携行品補償特約」への改定	●車両保険をご契約された場合にセットできる「車両保険の代車費用に関する特約」から、車両保険のご契約がなくてもセットできる「代車費用補償特約」に改定しました。 ●故障による代車費用補償について、保険金の支払はこれまで1回を限度としていましたが、支払回数の制限を撤廃しました。 ●車内携行品補償特約についても車両保険のご契約がなくてもセットできるように改定しました。	○	○																																							
他車運転危険補償特約、臨時代替自動車補償特約等の車両損害補償等の改定	●他車運転危険補償特約、臨時代替自動車補償特約等の他の自動車、臨時代替自動車の車両損害補償について、賠償責任条項を適用して支払う方式（対物払方式）から車両条項を適用して支払う方式（車両払方式）へ改定しました。 ●車両払方式となることで追突やあて逃げされた場合など被保険者に賠償責任の生じない事故でも補償されるようになりました。（車両損害補償は時価額が限度となります。また、他車運転危険補償特約では被保険者が運転中に限ります。） ●KAPベースで車両保険をご契約されている場合には、他車運転危険補償特約において「他の自動車」の車両損害補償を追加しました。	○	○																																							
臨時代替自動車補償特約の改定	●改定前は対象となるご契約に自動セットしていましたが、すべてのご契約に自動セットするよう改定しました。また、被保険者の範囲を記名被保険者の家族とその使用人まで拡大しました。 ●被保険者の所有するお車は補償の対象外となります。		○																																							
車両価額協定保険特約の改定	①車両価額協定保険特約をすべての用途・車種の自動車に自動セットするよう改定しました。 （注）販売用自動車・受託自動車を除きます。 ②上記①に伴い、自家用8車種 <sup>(*)</sup> 以外の車種にセットできる「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」を新設しました。この特約をセットした場合は、協定保険価額ではなく時価額での補償となります。 （※）自家用8車種とは、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・最大積載量0.5トン超2トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。		○																																							
家族内新規運転者の救済規定の改定	●「運転者限定に関する特約」および「運転者の年齢に関する特約」の救済対象期間を拡大し、「仮運転免許取得日」から「運転免許取得日」までの間に事故が生じた場合も救済対象としました。 （注）「仮運転免許取得日」から契約条件を変更し、追加保険料を払い込むことが条件となります。	○	○																																							

2019年1月改定

項目	概要	くるまる	ベ－シス	ドライバー
試験使用中事故の補償に関する改定	●改定前は補償対象外としていた、ご契約のお車の「試験使用中」および「試験を行うことを目的とする場所での使用中」の事故について、補償対象としました。	○	○	○
車両保険、車両価額協定保険特約の改定	●ご契約のお車に固定されているカーナビ・ETC等が付属品に含まれ補償対象となる旨を明確化しました。 ●車両保険、車両価額協定保険特約の規定文言（全損・分損、損害額の決定等）を統一しました。	○	○	
人身傷害保険の損害額基準の改定	●休業損害の算定におけるアルバイト等の補償額算出規定を自賠責保険の支払基準と同様に実額補償としました。	○	○	
対人賠償責任保険・対物賠償責任保険に関する費用の改定	●落下物取片付け費用が対物事故だけでなく対人事故で発生した場合も補償の対象としました。	○	○	○

2020年1月改定

項目	概要	くるまる	ベ－シス	ドライバー									
型式別料率クラス制度の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自家用（普通・小型）乗用車について、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させることを目的として、型式別料率クラスを9クラスから17クラスに細分化しました。</li> <li>●自家用軽四輪乗用車について、型式別料率クラス制度（3クラス）を導入しました。またASV割引の対象を「全型式」から自家用（普通・小型）乗用車と同じく「発売後約3年以内の型式」に変更しました。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定前</th> <th>改定後(クラス間最大較差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用（普通・小型）乗用車</td> <td>9クラス</td> <td>17クラス（約4.3倍）</td> </tr> <tr> <td>自家用軽四輪乗用車</td> <td>－</td> <td>3クラス（1.2倍）</td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後(クラス間最大較差)	自家用（普通・小型）乗用車	9クラス	17クラス（約4.3倍）	自家用軽四輪乗用車	－	3クラス（1.2倍）	○	○	
	改定前	改定後(クラス間最大較差)											
自家用（普通・小型）乗用車	9クラス	17クラス（約4.3倍）											
自家用軽四輪乗用車	－	3クラス（1.2倍）											
車両保険の無過失事故に関する特約の改定	●ノーカウント事故として取り扱う事故の対象に、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、本来の仕様とは異なる事象または動作が生じたことで発生した、運転者等に過失がない車両事故も含めるよう改定しました。	○	○										
対物超過修理費用補償特約・車両保険の無過失事故に関する特約の自動セット化	●KAPくるまるのご契約に対物超過修理費用補償特約・車両保険の無過失事故に関する特約を自動セットするよう改定しました。	○											
賠償責任保険における被保険者・対象事故の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が責任無能力者である場合の監督義務者等を対人賠償責任保険・対物賠償責任保険における被保険者に追加しました。</li> <li>●財物の損壊を伴わない電車等の運行不能による損害賠償責任も対物賠償責任保険の補償対象としました。</li> </ul>	○	○	○									
人身傷害保険の損害額基準の改定 <2020年4月以降発生事故>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2020年4月1日の民法改正により、法定利率が5%から3%に変更されたことに伴い、後遺障害や死亡による逸失利益等の算出に用いるライプニッツ係数を変更しました。</li> <li>●2020年4月以降に発生した事故より改定後のライプニッツ係数を使用しています。</li> </ul>	○	○										
ギブス等の定義の明確化	●人身傷害保険の損害額基準、搭乗者傷害保険の入通院一時金特約、自損事故傷害補償特約等における「ギブス等」の定義を改定し、サポーター等を含まないことを明確化しました。	○	○	○									
自転車傷害補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ギブス等を常時装着した場合の「みなし通院」の規定を追加しました。</li> <li>●治療を伴わない薬剤の受領等は通院に含まないことを明確化しました。</li> </ul>	○											
日常生活個人賠償責任補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財物の損壊を伴わない電車等の運行不能による損害賠償責任も補償対象としました。</li> <li>●財物の損壊に盗取、詐取、紛失を含まないことを明確化しました。</li> </ul>	○											
他車運転危険補償特約の対象契約の改定	●記名被保険者が個人の場合で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットした契約に自動セットしていましたが、車両保険のみの契約でも自動セットするよう改定しました。		○										

項目	概要	くるまる	ベ ー シ ス	ド ラ イ バ ー				
ALSOK現場急行サービスの 新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ALSOKの対応員が事故現場のお客さまのもとに駆けつけて、安全確保、救急車の手配などをサポートするサービスを新設しました。</li> <li>● KAPくるまるのご契約で車両保険、代車費用補償特約、車内携行品補償特約をセットした「KAPくるまる・ワイド」のお客さまがサービスの対象となります。</li> </ul>	△						
ロードサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートフォンアプリ「くるまるNAVI」からロードサービスを要請すると、お客さまの位置情報が自動送信される機能を追加しました。</li> <li>● ロードサービス「助っ人くん」の「緊急時移動費用サービス」および「宿泊費用サービス」について、サービス提供条件を緩和しました。                      &lt;サービス提供条件（事故や故障のトラブル発生場所）&gt;                     <table border="1" data-bbox="402 553 1182 691"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 553 695 599">改定前</th> <th data-bbox="695 553 1182 599">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 599 695 691">ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方</td> <td data-bbox="695 599 1182 691">距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	改定前	改定後	ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方	距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。	○	○	
改定前	改定後							
ご自宅や事業所等から直線距離で20km以上遠方	距離の制限なし (注) ご自宅や事業所等の日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。							

※このチラシは、2019年1月、2020年1月および2021年1月実施の自動車保険商品改定の概要を記載したものです。なお、満期を迎えるご契約の保険期間が3年を超える場合でその保険始期日が2018年12月31日以前のときは、2019年1月より前に実施済みの自動車保険商品改定も適用する場合があります。詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※商品の詳しい内容につきましては「約款冊子」等をご覧ください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

※ご不明な点については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。